

様式第34号（第36条第1号関係）（表面）

懲戒免職等処分に関する報告書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

秋田県市町村職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

令和 年 月 日

構成団体長



該 当 者	氏 名		特別職・一般職・消防職・単労職・ 企業職・医療職・その他( )	
	職 員 番 号		生 年 月 日	年 月 日
	住 所	〒		
退職(失職)時の 構 成 団 体 名			退職(失職)時の 職 名	
退職(失職)時の 所 属 部 署			退職(失職)時の 給 料 月 額	円 ( 職 級 号給)
採 用 年 月 日		年 月 日	勤 続 期 間	年 月
退職(失職)年月日		令和 年 月 日		
処分者（注1）				
懲戒免職等処分に（失職）した者が行った非違（行為）の内容及び程度				

※ 裏面も必ず記載すること

様式第34号（裏面）

1 処分を行った根拠（注2）
2 特に参酌すべき情状（注3）
3 当該退職（失職）をした者が占めていた職の職務及び責任（注4）
4 当該退職（失職）をした者の勤務の状況（注5）
5 当該非違（行為）に至った経緯（注6）
6 当該非違（行為）後における当該退職（失職）をした者の言動（注7）
7 当該非違（行為）が公務の遂行に及ぼす支障の程度（注8）
8 当該非違（行為）が公務に対する住民の信頼に及ぼす影響
9 その他特筆すべき事項（注9）
注1 失職した者については記入しないこと。 注2 停職以下の処分にとどめる余地がある場合であって、特に厳しい処置として懲戒免職等処分とした場合は、その旨も記入すること。ただし、失職した者については記入しないこと。 注3 次のいずれかに該当する場合であって、特に参酌すべき情状がある場合は、その内容を記入すること。 （1）正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合 （2）過失（重過失を除く。）による場合 （3）過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合 注4 当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した非違であるかどうか等を記入すること。 注5 過去に類似の非違（行為）を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるかどうか（ある場合はその内容）を記入し、関連する書類を添付すること。 注6 当該非違（行為）が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。 注7 当該非違（行為）による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該非違（行為）を隠蔽する行動をとった場合は、その内容を記入すること。 注8 当該非違（行為）による被害や悪影響の程度を記入すること。 注9 非違（行為）又は懲戒免職等処分に関し特筆すべき事項がある場合は、その内容を記入すること。

※ この報告書には、処分書（写）、辞令（写）、判決（写）、処分に際し行われた懲戒審査会会議録、懲戒処分に関する基準又は指針その他参考となる書類を添付すること。